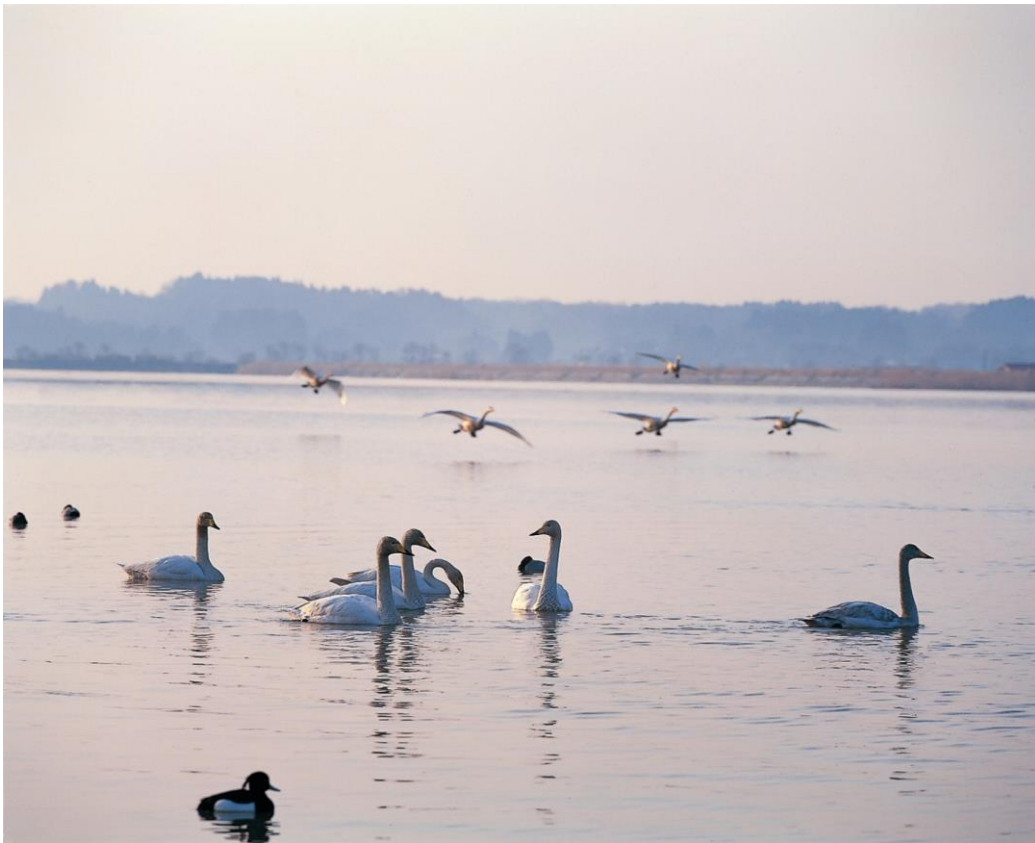


県自然環境保全地域
緑地環境保全地域の
あ ら ま し



令和 3 年 2 月
自然保護課自然保護班

1 県自然環境保全地域・緑地環境保全地域とは

自然環境の保全に努めることで、現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とし、優れた自然環境を維持している地域について、自然環境保全条例（昭和47年7月15日宮城県条例第25号）に基づき「県自然環境保全地域」として指定しています。

また、同条例では、自然環境を保全することが当該地域の良好な生活環境の維持に資する地域を「緑地環境保全地域」として指定しています。

両地域においては、その区域内で行われる行為について規制がかけられており、許可又は届出が必要になります。

概 要		行為規制	
県自然環境保全地域	次のいずれかに該当し、その良好な自然を県として保全していくことが必要と認められる地域 ① 高山性、亜高山性植生を有する森林 ② 極盛相に近いすぐれた天然林 ③ 特異な地形、地質 ④ 極めて豊かな生態系を保っている湿原、湖沼、海浜 ⑤ 特定の植物群落地、野生動物の生息地等	特別地区	各種行為は一定の基準に合致するもののみ許可
		野生動植物保護地区	特定の野生動植物の捕獲、採取は原則禁止
		普通地区	各種行為は届出
緑地環境保全地域	県自然環境保全地域以外の区域で次のいずれかに該当し、自然的社会的諸条件からみてその区域における自然環境を保全することが当該地域の良好な生活環境の維持に資する地域 ① 都市環境又は都市構成上その存在が必要と認められる樹林地、池沼 ② 都市の無秩序な拡大を防止し、市街地外周部の緑地を保全するために必要な樹林地、丘陵等 ③ 地域を象徴する歴史的、文化的、社会的資産と一体となって熟成した自然的環境を形成している区域	各種行為は届出	

2 指定状況

本県では、16地域・約8,600haの県自然環境保全地域と、11地域約11,000haの緑地環境保全地域を指定しています。

また、このうち「樽水・五社山（名取市、村田町）」「御嶽山（栗原市）」「一桧山・田代（栗原市、大崎市）」「鱒淵観音堂（登米市）」「魚取沼（加美町）」「翁倉山（石巻市、登米市）」「斗蔵山（角田市）」「東成田の自然林（大郷町）」については、特別地区を含む県自然環境保全地域です。

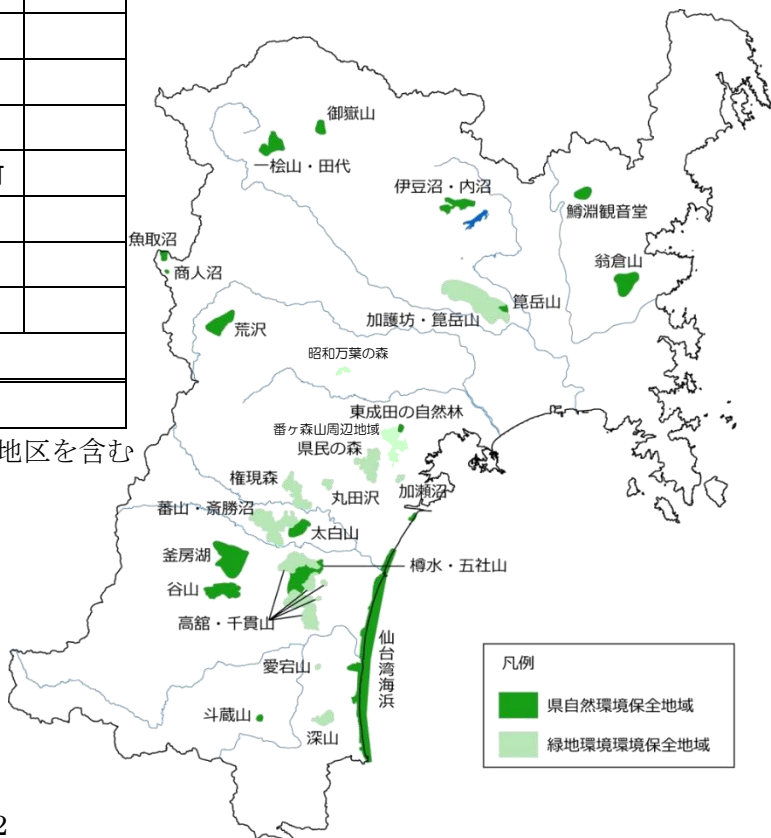
さらに、「御嶽山」はアズマシャクナゲ、「魚取沼」はテツギョの野生動植物保護地区に指定されています。

○指定状況一覧表

	区域名称	面積 (ha)	所在市区町村	備考	
県自然環境保全地域	伊豆沼・内沼	559.00	登米市, 栗原市		
	篁岳山	34.70	涌谷町		
	仙台湾海浜	1,507.69	仙台市, 名取市, 岩沼市, 亶理町, 山元町		
	太白山	451.11	仙台市		
	樽水・五社山	1,317.00	名取市, 村田町	特	
	釜房湖	1,676.00	川崎町		
	谷山	894.00	川崎町, 村田町		
	御嶽山	49.65	栗原市	特, 野	
	一松山・田代	614.50	栗原市, 大崎市	特	
	鱒淵観音堂	24.40	登米市	特	
	魚取沼	84.11	加美町	特, 野	
	翁倉山	541.04	石巻市, 登米市	特	
	斗蔵山	28.15	角田市	特	
	東成田の自然林	35.97	大郷町	特	
	荒沢	754.60	加美町		
	商人沼	2.25	加美町		
小計	8,574.17	16 地域			
緑地環境保全地域	蕃山・斎勝沼	1,942.00	仙台市		
	加瀬沼	65.00	塩竈市, 多賀城市, 利府町		
	県民の森	1,045.00	仙台市, 富谷市, 利府町		
	丸太沢	124.00	仙台市		
	権現森	857.00	仙台市		
	加護坊・篁岳山	2,896.00	大崎市, 涌谷町		
	深山	311.52	角田市, 山元町		
	高館・千貫山	2,830.00	仙台市, 名取市, 岩沼市, 柴田町		
	愛宕山	30.58	亶理町		
	昭和万葉の森	21.81	大衡村		
	番ヶ森山周辺地域	800.04	利府町, 大郷町		
	小計	10,922.95	11 地域		
	合計	19,497.12	27 地域		

特…特別保護地区を含む

野…野生動植物保護地区を含む



3 行為規制の対象となる行為

規制内容	県自然環境保全地域			緑地環境 保全地域
	特別地区	野生動植物 保護地区	普通地区	
1 工作物の新築・改築・増築	◎	◎	○ ※1	○ ※1
2 宅地造成, 車道開設, 土地開墾 その他土地の形質変更	◎	◎	○	○
3 鉱物掘採, 土石採取	◎	◎	○	○
4 水面の埋め立て, 干拓	◎	◎	○	○
5 特別地区内の河川, 湖沼, 湿原等の 水位等増減	◎	◎	○	—
6 木竹の伐採	◎	◎	—	—
7 木竹の損傷	◎ ※2	◎ ※2	—	—
8 植物の植栽, 種子の播種	◎ ※3	◎ ※3	—	—
9 動物を放つ行為	◎ ※3	◎ ※3	—	—
10 湖沼, 湿原及び周辺 1 km における汚 排水の排出	◎ ※2	◎ ※2	—	—
11 車馬, 動力船の使用, 航空機の着陸	◎ ※2	◎ ※2	—	—
12 野生動植物の捕獲, 殺傷, 採取もし くは損傷	—	◎ (原則不可)	—	—

◎…許可, ○…届出

※1 基準を超える行為に限る。

●建築物…高さ 10m 又は床面積合計 200 m² ●道路…幅員 2m ●鉄塔, 煙突, 電柱等…高さ 30m
●ダム…高さ 20m ●送水管, ガス管等…長さ 200m 又は水平投影面積 200 m²
●その他工作物…高さ 10m 又は水平投影面積 200 m²

※2 知事が指定する区域内において行われる行為に限る。

※3 知事が指定する区域内において, 知事が指定する動植物に関して行われる行為に限る。

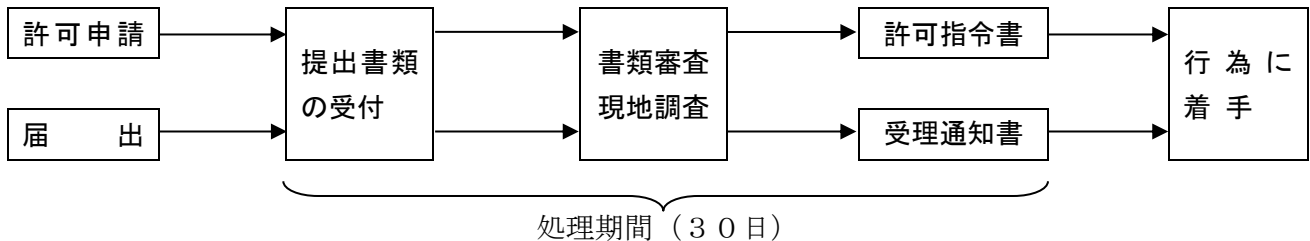
4 許可申請・届出の手続き

許可申請又は届出については、次の流れで手続きが行われます。

行為の着手予定日より30日以上前に、提出書類を所定の窓口へ御提出ください。

許可の前に行為着手はできません。また、届出の場合でも、届出の日から30日間を経過するまでは行為に着手できませんので御注意ください。

【手続きの流れ】



【提出書類】

(1) 申請書 又は 届出書

- ◆ 様式は、県窓口でお渡しします。
- ◆ また、県自然保護課ホームページからダウンロードすることができます。
<https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/sizenhogo/shinsei.html>

(2) 位置図 (縮尺 1/25,000 以上)

- ◆ 国土地理院発行地図、各市町村管内図等の地形図に行為地を記入します。

(3) 概況図 (縮尺 1/5,000 以上)

- ◆ 地図上に行為地と周辺の状況がわかるように記した図面。(見取り図でも良いですが、周辺の道路、住宅地、公共施設、利用施設等との位置関係が明らかにできるもの。)

(4) カラー写真

- ◆ 行為地の全体が見渡せる写真。
- ◆ 行為地の状況 (林相、現況施設等) が分かる写真。

(5) 行為の施行方法を明らかにした図面 (縮尺 1/1,000 以上)

- ◆ 平面図、立面図、断面図、構造図、意匠配色図

(6) 地形及び植生の復元計画を明らかにした図面 (縮尺 1/1,000 以上)

- ◆ 行為終了後における行為地及びその付近の修景・植栽・緑化計画平面図等 (植物名の明示、緑化工法の具体的表示)

※ 行為の内容によって省略できる図面もあります。

その他参考となる資料

- ◆ 案件により次の書類を提示・提出していただく場合があります。
 - ・ 土地・建物面積積算表、土量計算書など
 - ・ 土地登記簿謄本、土地使用承諾書など
 - ・ 他法令に基づく申請書・許可書等の写し

5 届出における注意点

(1) 措置命令等（禁止，制限，措置）

県自然環境保全地域普通地区，緑地環境保全地域は届出制ですが，届出に係る行為の内容が下記の事項に該当する場合は，「自然環境の保全のために必要がある」と判断し，届出に係る行為の**禁止，制限又は必要な措置**を執るべき旨を命ずることがあります。

- 1) 環境保全地域として指定した主要因を含むこととなる地域の自然環境を損なう恐れのある行為の場合
- 2) 希少種，分布限界種等の貴重な植生，植物を有する地域及び希少種，分布限界等の貴重な動物の生息する地域の自然環境を損なう恐れのある行為の場合

(2) 自然環境審議会への諮問と期間延長

許可・不許可の判断，措置命令等の処分を命ずるべきか否かの判断を，専門家の意見を踏まえて決定する場合があります（自然環境審議会へ諮問）。

措置命令等が必要と判断したときは，原則，届出があった日から起算して30日以内に処分を命じますが，実地の調査をする必要がある場合等はこの期間を延長することがあります。

6 申請・届出先一覧

名称	担当班	連絡先	所管区域
大河原地方振興事務所	林業振興部 森林管理班	0224-53-3252	角田市，村田町，柴田町，川崎町
仙台地方振興事務所	林業振興部 森林管理班	022-275-9253	仙台市，塩竈市，名取市，多賀城市， 岩沼市，富谷市，亶理町，山元町， 利府町，大郷町，大衡村
北部地方振興事務所	林業振興部 森林管理班	0229-91-0765	大崎市，加美町，涌谷町
栗原地域事務所	林業振興部 森林管理班	0228-22-2133	栗原市
東部地方振興事務所長	林業振興部 森林管理班	0225-95-1486	石巻市
登米地域事務所	林業振興部 森林整備班	0220-22-6125	登米市

お問い合わせ：宮城県環境生活部 自然保護課 自然保護班

〒980-8570 仙台市青葉区本町3丁目8番1号

TEL:022-211-2672 FAX:022-211-2693 E-mail:sizens@pref.miyagi.lg.jp